

# 大日本帝國政府

下審査（大東亞省、水野、萩原、外務省、安東、松平、須山、陸軍、二人）

（昭一八九二一 法制局主査參事官手記）

(問) 本問題ニ付テハ總理ハ確約デナクトモ何カ地域ヲ明示シタリ

ヤ。

(答) ケントン、モンバン以外ト云ツタニスギヌ。

(問) コチラニ先方ノ常駐機關アリヤ。

(答) ナシ。

(問) 向フハ誰ニ編入ヲ希望シ來レルヤ。

(答) 澤田大使ニ對シテナリ。

(問) 二十五日ト急ニ指定シタルハ如何ナル意味ナリヤ。餘程緊急

## 大日本帝國政府

ノ必要ガ存スルモノナリヤ。

(答) 戰意ヲ昂揚シ現地民ニ新政府ノ勢力ヲ示スタメナリ。現地ノ

皇軍ヨリモ屢次要求アリタリ。

(問) 雨季ハ何時明クルヤ。

(答) 十一月初ナルモ今年ハ早クシテ十月中旬ニ明クベシ。

(問) ソノ頃カラ反攻ガ起ルト思フガソレニ對スル對策モ含ムヤ。

(答) 然リ。

(問) ビ國ノ軍隊ハ何程ナリヤ。ソレガ此ノ條約ノ出現ニ依テ肩替  
リデモスルヤ。

(答) ビ國軍ハ六個大隊ニテ役ニタタズ。皇軍ノ周圍ニ在ルビ國民

# 大日本帝國政府

民衆ノ戰意ヲ昂揚スルタメナリ。ビ國ハ治安ハ良好ニシテ皇軍ハ  
專ラ對重慶及對印度ノ準備ヲシタルノミナリ。

(次ニ地域ノ説明アリ。)

(次ニ覺一ニ書キタル文字ニ付問答アリ。)

(問) 「シヤン」諸州等トシテモヨカリサウナリ。態々「地方」ト標

題ノミ特記スル必要ハナカルベシ。

(問) 「カレン」ガ正シキヤ「カレンニ」ガ正シキヤ。

(答) 共ニ同ジ。「カレンニ」ノ方、原語ニ近カルベシ。

(問) 民族トシテ「カレンニ」人ハ「ビルマ」人ト仲ガ善クナイト聞  
ク。如何。

# 大日本帝國政府

(答) 「ビルマ」人ノ部落ノ中ニ入り亂レテ住ム「カレンニ」人ハ「ビ

ルマ」人ト多少ノ扞格アリ。平原ニ住ム「カレンニ」人ハキリス

ト教ヲ奉ジテ宗教モ異リ、加之稍々文明的ニシテ女ハ「ナリス」、又

ハ運轉手ト爲リ居リ、イギリスハ之ヲ利シテ「カレンニ」人男子

ヲ軍隊、警察ニ登用シビルマ人ヲ抑ヘシメテ「デイヴァイド、ア

(問) ンド「ルートル」ヲ行ヒタル結果ニシテビルマハ之ニ注意スルヲ要

(答) スベシ。パルルノ土候アリテ今シヤン州政府ガ町ヲ直轄シゾイ他ノ州

(問) シヤンヲ二分シテ一半ヲタイニ一半ヲビルマニ與ヘタル結果ハ

不自然ナラズヤ。タイハ更ニ欲シガラズヤ。司政長官以下ハ此ノ

(答) 政人種的ニハ行政區劃程判然セズシテボヤケテ居ル故不自然トハ

# 大日本帝國政府

思ハズ。

(答)

日タイノ軍事協定中ニハ大體サルウイン河ヲ境トスベキ旨ヲ定メタリシヲ以テ之ヲ超エテタイガ領土ヲ欲シガ爾事モナシト考フ。國境ハ要スルニ便宜ノ問題ナリ。

(日タイ條約トノ差異ニ付問答アリ。)

(問)

九十日トセル理由如何。

(答)

三十人餘ノ土候アリテ今シヤン州政廳ガ町ヲ直轄シソノ他ノ田舎ハ土候ニ委シアリテ、ビルマガ自ラ行政ヲスルニハ機構ノ整備ヲ要スルヲ以テ夫レニ九十日ヲ要スルナリ。司政長官以下ハ此ノ政廳ニ勤メ居レリ。「タウンギニ」ニ政廳ヲ置ケリ。交通不便ナ

# 大日本帝國政府

ルモ氣候絶佳ニシテ櫻咲キ松在リ、小麥ヲ産シ、快適ノ地ナリ。  
他ニボードウインノ大鑛山（東洋一ノ鉛）ニモ軍ガ直轄シテ軍政  
要員ヲ派シ居レリ。

(問) 國境確定ノ要ナキヤ。

(答) 以前ハマライノケダイニ昔ハウエルゼー、ベナンヲ含ミタルヲ以

テ「現在ノ」云々ト書ク要アリシモ今回ハ此ノ要ナシ。

(問) 署名者ト署名地ハ如何。本書二通トアルハ如何。

(答) 澤田、バードモニテ土地ハラングーナリ。

(問) 細目協定ハ作ルヤ。

(答) 作ラズ。

# 大日本帝國政府

(問) 開發資源ノ關係モ不要ナリヤ。

(答) サシテ必要ナシト考フ。

(問) 裏附ケハ不要ナリヤ。細目協定ナラバ基礎附ケハデキルト思フ

ガ、、、。

(答) 同盟條約中軍事上、政治上等ノ協力ノ基礎ハアルヲ以テ不要ナ

リ。(安東)

(問) ソノ點ハタイニ付テモ同ジキニ非ズヤ。

(答) ビルマハ獨立前カラ日本ノ厄介ニナツテ居ルカラ今日權益ヲ犯

サウトモ思ハヌ。現ニビルマノ本體ニ付テスラソノ様ナ約束ハナ

イノデシヤンニ付テノミ規定ヲ置クハ跛行的ニ過グルト言フノガ

# 大日本帝國政府

理由ナリ。(萩原。)

急グ理由。

(問) (答)

一千五日ニ獨立ノ祝アリ、一週間續クヲ以テソノ第一日目ニ發表セ  
ントスルナリ。八月一日ニ獨立スルコトハ空襲等ヲ惧レテ祕密ニシ  
置キタル爲大々的ノ祝ハ控ヘタリ。仍テ今回大祝典ヲ催スコトニ爲  
リテ九月二十五日ニ大ニ氣勢ヲ副ヘントスルナリ。

(問)

少シク迫リ過ギテ行フノ感アリ。

(答)

政府部内ニテモ尙早論ヲ唱フル向アリタルヲ以テ纏マリ居ラザリ  
シ爲遅レタルナリ。

(下略)



後日添附

昭和十八年九月二十三日

法制局 宮内参事



内閣官房總務課  
佐野理事官殿

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日緬條約案資  
料トシテ別紙及追送候條記錄ニ添附置相煩度候也

内閣

秘

擬問 本條約ノ表題ニハ「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土トアル處右ハ何故ニ第一條ノ如ク「シヤン」諸州ト書キ方ヲ違ヘタル次第ナリヤ

擬答 表題ニ於テハ「シヤン」諸州、「カレンニ」諸州及「ワイ」地方ヲ總括的ニ指稱スル字句トシテ「シヤン」地方等ト言フ字句ヲ用ヒタノデアリマス即チ「シヤン」地方ハ「シヤン」諸州及「ワイ」地方ヲ包含シタ廣イ觀念デアリマシテ等ト言<sup>ス</sup>字句ヲ以テ「カレンニ」ヲ表示シタ次第デアリマス

外務省

(日本標準規格B5)

擬問 本條約第一條ニ於テ「シヤン」及「カレンニ」ハ諸州トナリ  
 居ルモ「ワイ」ノミハ地方トナリ居ルハ如何ナル理由ニ依ルヤ  
 擬答 「シヤン」及「カレンニ」ハ州ニ分レテ行政ガ行ハレテ居リ  
 マスルガ「ワイ」ノミハ住民ノ民度極メテ低ク行政モ未ダ州トシ  
 テ行ハレル迄發達シテ居リマセンノデ之ヲ地方ト申シテ居ル次第  
 デアリマス

外務省

(日本標準規格B5)

TMT 678

395

擬問 本條約第三條ニ依リ當該官憲ハ如何ナル事項ヲ協議決定セシ  
トスルモノナリヤ

擬答 本條約ノ實施ニ付テハ今迄ノ處特ニ細目ヲ協議決定スル必要  
アリヤ否ヤ判然致シテ居リマセズ從ツテ本條項モ必要アリヤ否ヤ  
多少擬問モアルノデアリマスガ從來此ノ條項ハ例文的ニ存置セラ  
ルルコトトナツテ居リマスノデアリマシテ之ヲ存置シタ迄デアリマス

擬問 本條約ハ最近締結ノ「タイ」國ノ領土ニ關スル條約ニ於テハ  
境界ハ調印ノ日ニ於ケル州境ニ據ルベキ旨ノ條項アル處本條約ニ  
於テ之ヲ削除シタルハ如何ナル理由ニ依リモノナリヤ

擬答 「タイ」國トノ條約ノ場合ニ於キマシラハ「タイ」國側ニ於  
テ「ベナン」島及其ノ對岸ノ「ウェルズレー」ヲ「ケダ」州ノ  
一部ト看做ス考ヘ方モアリマシタノデ此ノ點ヲ明白ニ致シマス爲  
ニ特ニ條約調印ノ日ニ於ケル州境ニ據ルベキ旨ノ規定ヲ設ケマシ  
タノデアリマスルガ本條約ノ場合ニハ現在ノ州境ニ依ルコトハ當  
然デアリマシテ斯ル擬問ガ生ズル余地モアリセンノデ本條項ハ之  
ヲ省イタ次第デアリマス

外  
務  
省

(日本標準規格B5)

IMT 678

397

○昭和十八年九月二十二日於宮中樞密院全院審查委員會

(政府側 外務、大東亞、海軍各大臣、法制局長官以下  
樞密院側 委員長、鈴木副議長)

議事録

法制局主査參事官手記

議長。緊急案件ニ付午前中ニ委員會ヲ終了シタイ。總理ハ至急ノ國際問題アリテ上奏ノ要務ガアツテ委員會ニハ出席シ難イ。

外務大臣。別紙ノ通説明ス。

○石井。第一條ニ謂フケントン、モンバン以外ノ諸州、コレハ新ニビルマニ編入スルノカ、夫レトモ編入ハ濟ンデ現ニビルマノ領土デアルモノヲ承認スルニ過ギヌノカ。又第二條ノ日本ノ行政ハ此等ノ諸州ニ現ニ行ハレツツアルノデアルカ。

○大東亞大臣。此ノ條約ニ依ツテ初メテ領土ト爲ルノデアル。我方

ノ軍政トノ關係デハ我方ハ第二條ニアル通九十日以内ニ此ノ地域ニ於ケル軍政ヲ撤廢スルノデアアル。即我方ノ軍政ハ今回編入サレル地區ノ全部ニ亘ツテ此ノ條約ノ結果トシテナクナルノデアアル。

○石井 ケントン、モンバンチ含ムシヤン全部ニ日本ノ軍政ガ今行ハレツツアルノデアアルカ。

○大東亞大臣。我方ノ軍政ハ只今ハ今回ビルマニ編入サレル地ニノミ行ハレツツアル。ケントン、モンバンチノ方ハ初メカラタイガ軍政ヲ致シテ居ル。今度ノ條約中ニ表示サレテ居ルノハケントン、モンバンチ兩州ヲ除イタ其ノ以外ノシヤン地方ノ問題ノミデアアル。

○窪田（地圖ニ付テ説明ヲ求ム）

○大東亞大臣 シヤン地方ハ地圖デ見ラルル通南シヤン及北シヤンニ  
分レテ居テ前回タイニ分ケタケントン、モンパン兩州モ南シヤン地  
方ト言ハルル地方ノ中ニ入ツテ居ル。

○窪田 カレンニ州ハシヤン地方ニ入ツテ居ルノカ。

○安藤條約局長 シヤン地方ハ此ノ地圖ノケントン、モンパン、南シヤ  
ン、北シヤンノ地域トワ一地方ヲ含メターノ地理的名稱デアル。

○清水 前回ノ軍政撤廢期間ノ六十日ガ今回ハ九十日ト爲ツタ理由ハ  
何故カ。次ニ日タイ條約ノ場合ハタイ文モ正文デアツタガ今度ハ日  
本文ノミデアルカ。

○大東亞大臣 前回ハ領土編入ノ交渉ガ豫メ事前ニ進ンデ居タノデ短イ



期間ヲ置クヲ以テ充分トシタガ今回ハ準備ニ日ガ要ルノデアアル。條約  
文ハ前回ノビルマ國トノ間ノ同盟條約ノ場合ト同様ニ日本文ノミデビ  
ルマ文ハ正文ニ無イ。

○南 先程政府ノ説明ノ中ニケントン、モンバンニハタイノ軍政ガ布カ  
レテ居タトイハレタガコレハ日本ノ軍政ノ廢止后ノ話カ、始メカラタ  
イノ軍政ガアツタノデアアルカ。

○大東亞大臣 初メカラ日タイ兩國間ノ申合セテ兩國ガ地域ヲ分ツテ進  
駐シタノデ從テ初メカラケントン、モンバンハタイガ引受ケタ分デア  
ル。

○南 然ラバタイノ軍政ヲ行ツテ居タモノヲ日本ガタイニ割讓スルトイ

フ事ハ何ノ意味ガアルカ。前回ノ説明ノ中デ占領地ハ領土デアアル、從テ日本ガ占領シテ居ルマライ四州ハ日本ノ領土デアアルカラタイニ割讓スルノダト説明スルトノ御話ガアツタ。タイノ占領地ハ此ノ論法デハタイノ領土デアアルカラ日本カラタイニ割讓ハ出來ヌト思フ。

○大東亞大臣　タイガ領土トシテ編入スルコトヲ承認スルトイフコトハマライ四州ガ日本ノ領土トシテタイニ割讓サレルト謂フコトト實質ハ違フガ條文ノ書キ方ハ同一ノ形デ矛盾ハセヌト考ヘル。

南　ソレデハマライ四州ニ對スル説明ハ徹底シナイ。初メ森山法制局長官ハタイガ自國領土トシテ彼ノ地域ヲ編入スルコトヲ我方ガ承認スルノダト謂フ説明ヲサレタ。所ガ總理ハ然ラズシテ條文ノ文言ハ其ノ様

ニ爲ツテ居ルガ我方ノ領土ヲ割讓スルト謂フ法理デアルト説明サレテ  
政府最高ノ解釋ハ爾ク決定シタ筈デアアル。成程マライハ皇軍ガ占領シ  
タ所デアアルカラ其ノ説明デヨイガケントン、モンバンハ仰ノ如ク皇軍  
ガ占領シタ事實ガナイトスレバ帝國ニハ領土權ガナイノデ此ノ説明ハ  
出來ヌ。

○大東亞大臣 前回ノタイトノ條約デハ第一條、第二條共成程書キ方ハ  
同ジデアアルガタイガ軍政ヲ布イテ居タ部分ハタイガ領土ニ編入スルコ  
トヲ帝國ニ於テ承認スルト云フ意味ト自分ハ解シテ居ツタノデアアル。  
○南 占領地ダカラ割讓スルコトガデキルト謂フノガ總理ノ説明デアツ  
タ。而シテ此ノ事ガ文句トシテハ領土編入承認ト書キ表ハサレテ居ル

ト謂フノデアツタ。スルトタイノ占領シテ居ルモノハタイガ領土ニ入  
レルニ何モ日本ガ承認スル必要ナイ。併シ若シ唯今御説明ノ様デアレ  
バマライノ判護トイフコトトドウモ矛盾スルト思フ。自分ニハ判ラナ  
イガ此邊デ止メテ置ク。ソレカラ大東亞戦争ノ中ニハ支那事變ガ入ル  
トイフ解釋ガ前ニアツタガ變リガナイカ改メテ伺ツテ置ク。

○森山長官 大東亞戦争ハ支那事變ガ大キクナツテ成長シタモノデアツ  
テ支那事變ハ此ノ中ニ入ツテ居ルト解スル。

○南 シカラバ今回ノ條約ノ前文ニハ米英兩國ニ對スル戦争トアツテ支  
那トノ間ノコトハ考慮シテナイ。然ルニ日ビ同盟條約ニハ大東亞戦争  
トアルカラ支那事變ノ關係モ考慮サレテ居ルト言ハザルチ得ナイ。同

88  
ジ國ニ對スル條約デ而モツヒ此ノ間出來々條約トノ間ニ斯ク書キ分ケ  
テアルガ今回ノ條約ハ支那ノ關係ハ無視スルノデアラウカ・書キ分ケ  
タノハ何故カ。

○外務大臣 支那事變ハ政治上ハ戰爭デアアルガ事變デアアル・大東亞戰爭  
ハ米英ニ宣戰シテ始メテ出來上ツタコトニナル。ダカラコレハ二ツノ  
事デハナクテ一ツデアルト諒解願ヒ度イ。

○南 成程事實ハ仰ノ如ク同ジコトニナラウ。シカシ最近結バレタ同盟  
條約ト何故書キ變ヘルカ。恐ラクハ日タイ領土條約ヲ基準トシテ日ビ  
ノ同盟條約ノ存在ヲ忘レタノデアラウカ。忘レタラ忘レタト自白シテ  
貰ヒタイ。

内閣

BB タイプライター用紙

○外務大臣 日タイ條約ト同ジ文面トシタ方ガヨイト思ツタカラデア  
ル。ソレヲ建設スルトイフコトハ意味ヲ爲サナイ。日ビ同盟條約ニ  
ハ「大東亞ニ於ケル共同ノ建設」トアリ、是ナラ判ル。ナゼ書キ分ケ  
タノカ。

○外務大臣 コレモ日タイ條約ニ倣ツタノデア  
ル。大東亞ハ初メハ地理  
的の名稱デア  
ルコトハ明カ  
デア  
ルガ夫レカラ  
發展シテ來テ  
必ズシモ今デ  
ハ地理的の  
名稱ニ止マ  
ラズ夫レカラ  
今一步進  
ンデ居ルノ  
デア  
ルト思フ。  
同盟條約ハ「  
共同」ト云  
フコトガ大  
切デア  
ルカラ御示  
シノ様ナ  
書キ方  
チシタガ領  
土條約デハ  
共同ノ建設  
ト迄云フ必  
要ハ無イト  
思フノデア  
ル。

意味ハ大體御承知ノ通同ジデアアル。

○南 用語ヲ分ツコトハ不適當デアラウト思フガ此ノ邊デ止メル。九十  
日ノ點ハ先刻ノ説明デ了解スル。次ニタイ國ノ場合ハ境界ノ規定ガア  
ツタガ今回ハ無イ・其ノ必要ハナイカ。

○大東亞大臣 タイ國ノ場合ハケダーノ中ニベナント對岸ノウエルズレ  
ーチ入レテ解釋スルカ否カノ疑問ガアツタノデ彼ノ規定ガ置カレタノ  
デアアルガ今回ハ斯カル問題ガナイカラ規定ヲ置カナカツタノデアアル。

○南 タイ國ノ場合ニハ交換交書ガカツテ相當重要ナコトガ書イテアツタ。  
今回モ必ズヤ同様ノ文書ガアルト思フガ御示シ願度イ。今回ハ不要ナ  
ノカ、ソレトモ是カラ折ガアラバ作ルト言フノデアラウカ。

○大東亞大臣 唯今ノ所ハ大體必要ガナイト思フ。シカシ或ハ將來何カ  
必要ガ起ルコトガアルカモ知レナイ。

○南 素人ガ考ヘテモ前ノ交換公文ノ第四號ノ如キハシヤン、ステイト  
ニハ最必要デアルト思フ。シヤン、ステイトニハ資源ガ多イノデアル。

○大東亞大臣 御尤デハアルガ實ハビルマ獨立ノ際ビルマ全土ニ付テモ  
此ノ種ノ問題ハアツタガ日ビ兩國間ノ關係カラ見テ先方ガ承知致シテ  
居ルコトハ勿論デマツテ敢テ文書ニ殘ス丈ケノ必要モ認メナカツタ爲  
ニ別ニ作ラヌノデアル。

○奈良 シヤンハ初メガラビルマニ入ルノガ自然デアル。夫レガ今迄入  
ラナカツタノハシヤン人ガビルマ人ト仲ガ惡イカラデハナイカ。今回



シヤンチビルマニ入レルトビ國ノ治安ニ害ガアルコトニハナラヌカ。  
ビルマハ敵ガ雨期明ケテ視ツテ熾烈ナ反攻ヲ企テツツアルコトハ周知  
ノ通デアル。スデニ軍政撤廢スラガ治安上是カ否カ疑ガアル。若シ治  
安ガ紊ルルナラバ厄介ハ日本ニカカツテ來ル。其ノ上今頃シヤンチ併  
合ナドセズトモ延バシテ置イテ宜シイノデハナイカ。

○大東亞大臣。前回之ヲ除外シタノハ主トシテタイ國トノ干係、即、  
一部ヲタイニ分ケルコトトスル必要カラデアツタ。ビルマトシヤンチ  
合セテ宜シイカ否カ、以前ニハ、多少ノ疑問ガアツタノデアルガ其ノ  
后理地ノ實情ヲ善ク調べテミルト何等差支ナキノミナラズ之ヲ入レテ  
統一的ニ獨立シタ國ニスルコトガ非常ナビルマ人ノ要求デアルコトガ

明カニナツタノデ今回ノ條約妥結ト爲ツタノデア  
アル。次ニ我國ハビル  
マトノ同盟條約デ軍事上ノ協力チスルノデア  
ルカラビルマノ領土ニ編  
入サレテモ直ニ我方ノ負擔ガ夫丈ケ輕減サ  
レルコトニハナラナイガ地  
方的治安維持チビルマニ手傳ハセルコト  
モ出來ルカラ多少ハ輕減ニ爲  
ルト思ハルル。

○林 説明員ハワー地方ハシヤン地方ニ入  
ルト云ハレタガ第一條ニハシ  
ヤン州トワー地方ト分ケテ「竝ニ」  
デ繋イデアアル。其ノ關係ガ判ラ  
ナイ。

○安東 シヤン地方ノ中ニハワー地方チ含  
ンデ居ルノデアアルガ第一條ニ  
ハシヤン州トアルカラワー地方ハ入  
ツテ居ラヌ。從テ第一條ニハ「シ

○ヤン州ノ外並ベテワ地方ヲ舉ゲタノデアアル。

○二上 領土編入承認ト言フ意味ハ先回ノ意見ト同ジデコレハ政府ハ領土割譲ト解スル意思デアラウ、是ハ勿論正解デ余モ亦贊成デアアル。ソレニ付テ先程南顧問官カラケントン、モンパンハ初メカラタイガ領有シタノデ日本ガ割譲スルト謂フノデハ説明ガ通ラヌトノ質問アリ、明答ガナカツタ。然シ私ハサウハ思ハヌ。タイガアノ微々タル武力デ兩州ヲ取ツテ居タノデハナイ。些々タル進駐ヤ行政ヲ少シ行ツタカラトイフノデタイガ領土權ヲ獲得シタトハ言ヘナイ。成程タイハ多少ノ手傳ハシタガ元來日本軍ノ行動ガ無ケレバ出來ヌコトデ此ノ兩州ニ付テモ亦日本ノ領土權ガアルト解釋シタイ。ソレナラ問題ハ解消シテ了フ。

内閣

○二上 ケントン、モンパンハ處分濟ノ土地デ今更本條約ニ於テ云々スル必要ハナイ。所ガ第一條ヲ以テケントン、モンパン兩州ヲ除ケルト云ツテルガ是ハ當リ前ノ事デ何トカ茲デハ兩州ノ事ヲ文字ニ表ハサズニ行ク立言法ハナカツタラウカ。

○安東條約局長 シヤン諸州ハ三十二州アル。ビルマ人ニシヤン諸州ト云フトキニハ此ノケントン、モンパン兩州モ入ツテ居ルカラ判然サセル必要ガアルノデ書カザルヲ得ナイノデアアル。

○二上 タイノ場合ニハ交換公文ガアツテソノ中ニ鑛業ニ付テ日本ノ權益ノ留保ニ關スルコトガアツタ。ソノコトニ付テ先程ノ御説明ハ大體了解シタ。其ノ外ニ交換公文ニハ一點、土候ノ舊慣ヲ尊重スルコトト

88  
日本人民ノ利益ノ擁護ノコトガ甚イテアツタ。コレモ今回ハ必要ガナ  
イノデアアルカ。

○大東亞大臣 仰ノ通りデビルマハ此ノ事情ヲ愈重スルト云ツテ居ルシ  
又指導デ充分ニ行キ得ルカラ公文ハ作ラヌノデアアル。

○二上 次ニ領土權ヲ初メハ遣ル必要ハナイノデ考慮スルト申シテソレ  
カラ今度ハ又遣ルト謂フノデアアルガ少シ小出シニシ過ギルノデアラウ  
カ。何故是迄考慮シタノカ又何ヲ考慮シテ居タノカ。

○佐藤軍務局長 今カラ考ヘレバ綺麗ニ初メカラサツバリ遣ツタ方ガ善  
カツタト思フ。其ノ頃ハシヤン人ハビルマノ下デハ厭ガル。日本ノ直  
轄ヲ欲スルト言ツテ居タ。其ノ爲ニバーモヲ長官トスル行政府ノ中ニ

モ入レズニ置イテ其ノ儘獨立國ノ領土トシタ。所ガソノ後デ日本直轄デハ却テ悪イノデビルマニ入レタ方ガ善イト謂フコトガ判ツタ。唯今更獨立~~ハ~~モセヌ内ニビルマニ遣ルコトモデキヌカラ一應其ノ儘獨立ハサセテ置イテ今回改メテ領土ニ入レルノデアアル。

○大東亞大臣 一言附ケ加ヘルガソレカラタイトノ關係モアツテ一部ハタイニモヤルノデソレガ考慮ニ入レラレテ今日迄延ビタノデアアル。

○三土 戦前ノシヤン地方ノ行政組織ヲ伺度イ。

○大東亞大臣 此ノ地方ハビルマ總督ノ管轄下ニ在ツタ。然シ法令ハ直ニ適用ハナクテ特ニ引用ニ依ツテビルマ總督ノ法令ガ行ハレルト謂フ仕組デアツタ。其ノ行政ヲ執行スル爲ニ辯務官ガアリソノ下ニ地

域毎ノ共通ノ行政チスル官ガアツテ又其ノ下ニ委任サレテ或ル條件ノ下ニ土候ガ小サナ行政チ行ツテ居タ。

○南 一言諒解ヲ得タイ。先程ノ二上顧問官ノ質問ニ對スル解答ヲ伺ツテ夫ナラー一貫スルノデ自分ニハ善ク判ツタコトヲ申述ベテ置ク。

○石井 此ノ條約ノ前文ニ緊密ニ協力シテ云々トアル所ニ蘭ガナイ。無視シテモヨイガ下ノ方ノ大東亞建設ト合ハセル爲ニハ蘭ヲ入レテオカイカ又トト思フガ意味ハアルノカ。

○外務大臣 蘭ハ無視シタノデアアル。コレハ夙ニサウ云フ風ノ慣例ニ爲ツテ居ル。(午前十一時終了。) 以上

極秘

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間條約ノ極密既ニ於ケル外務大臣説明案

「シヤン」地方等ノ歸屬ニ關シマシテハ、先般モ總理大臣ヨリ御説明申上ゲマシタルガ如ク、當初「タイ」國ニ歸屬セシムベキ部分モ未決定デアリマシタノデ、本年三月「パーモウ」來朝ノ際新「ビルマ」國ノ領域ハ「シヤン」地方及ビ「カレンニ」ヲ除ク地域トスベキ旨ヲ總理大臣ヨリ示達セラレマシタ次第デアリマシテ、八月一日獨立致シマシタ「ビルマ」國ハ「シヤン」地方及ビ「カレンニ」諸州ヲ除キタル英領「ビルマ」ヲ領土トシテ誕生シタ次第デアリマ  
ス。  
尤モ「ビルマ」獨立ニ先立チ「タイ」國ノ領土トシテ編入スルコトヲ承認スベキ部分ヲ「ケントン」「モンバン」州トシ殘餘ノ「シヤン」「騰州」「カレンニ」諸州及「ワー」地方ハ「ビルマ」ニ編入スベ

極秘 金田 九、二三

外務省



キモ其ノ時期ハ追テ定ムルコトニ方針ノ決定ガアリマシテ總理大臣  
ガ南方ニ旅行致シマシタル際七月昭南ニ於テ當時「ビルマ」行政長  
官デアリマシタ「パーモウ」ニ對シマシテ、總理大臣ハ單ニ將來右  
地域ヲ「ビルマ」ノ領土ニ編入スルコトヲ考慮スル積リデアアル旨ヲ  
申傳ヘマスルニ止メ且適當リ之ヲ發表スルガ如キコトナキ殊注意致  
サレテ置イタ次第デアリマス。而シテ政府ト致シマシテ領土編入承  
認ノ意志ヲ確定的ニ表示シ之ヲ發表スル時期ハ「ビルマ」國ノ觀意  
昂揚上最モ效果的ナル時期ヲ覘ツテ居タ次第テ御座イマス。

一方「ビルマ」ニ於キマシテハ八月一日獨立ト共ニ「ビルマ」國政  
府ト致シマシテハ行政機構ノ整備、戰時即應諸般ノ施策ノ立案及ビ  
實施等ヲ着々進メテ居リマシテ、其ノ對日協力振リモ見ルベキモノ  
アル實狀デゴザイマス、併シナガラ八月一日ノ獨立ニ際シマシテハ  
當日迄其ノ日取ヲ極秘ニ致シテ置キマシタル關係等モアリ「ビルマ」  
國一般民衆ニ對シマシテハ獨立ノ意義等ガ十分徹底シ居ラザルヤノ

嫌ヒガゴザイマスルノデ、「ビルマ」國政府ト致シマシテハ今回之  
カ爲全國的且ツ大々的ノ「ビルマ」國獨立祝賀行事ヲ舉行スルコト  
ト相成ツタノデゴザイマス。

外  
務  
省

(日本標準規格B5)

IMT 670

419

而シテ極ク最近ニ至リマシテ「ビルマ」國駐劄帝國使臣及ビ「ビルマ」方面軍司令官ヨリ右行事ヲ九月二十五日ヨリ一週間ト決定セラレタル旨及此ノ際「シヤン」地方等ノ「ビルマ」國編入ヲ確定シ其ノ旨獨立祝賀行事ニ際シ之ヲ發表スルコト「ビルマ」國民ノ戰意昂揚上最モ效果的ナルベシトノ意見ヲ具申シテ參リマシタノデゴザイマス。

時日極メテ切迫シ條約ニ依リ帝國ノ意志ヲ確定的ニ表示シ之ヲ二十五日迄ニ發表スルコトハ相當困難ナリトハ存ジマシタガ、統帥部トモ協議ノ結果右行事ニ間ニ合フ樣領土編入承認ニ關スル條約ノ締結ヲ進ムルコトトシ至急「ビルマ」國政府トノ交渉ヲ行ヒ、今般本條約案文ノ妥結ヲ見ルニ至リマシタ次第デゴザイマス。

本條約ハ其ノ前文ニ於キマシテ大日本帝國政府及「ビルマ」國政府ガ兩國緊密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ道義ニ基ク大東亞ヲ建設スルノ不動ノ決意ヲ以テ本條約ヲ締結スルモノナ

ルコトヲ述ブルモノアリマス。

第一條ニ於キマシテハ日本國ハ「ビルマ」國カ「ケントン」及「モンパン」兩州以外ノ「シヤン」諸州、「カレンニ」諸州並ニ「ワー」地方ヲ其ノ領土トシテ編入スルコトヲ承認スル旨ヲ定ムルモノデアリマス。

第二條ニ於キマシテハ日本國ハ本條約實施ノ日ヨリ九十日以内ニ前條ノ規定スル地<sup>域</sup>ニ於テ現ニ其ノ行フ行政ヲ終止スベキ旨ヲ定ムルモノデアリマス。

第三條ニ於キマシテハ本條約ハ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官意間ニ協議決定セラルベキ旨ヲ定ムルモノデアリマス。

第四條ニ於キマシテハ本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セラルベキ旨ヲ定ムルモノデアリマス。

何卒宜敷ク御審議ノ程御願致シマス。

外甲四五

昭和十八年九月二十一日

内閣書記官長

内閣書記官

内閣書記官

十八九二七  
十八九二九

内閣總理大臣

法制局長官

外務大臣

海軍大臣

商工大臣

大東亞大臣

内務大臣

司法大臣

逓信大臣

鈴木國務大臣

大藏大臣

文部大臣

鐵道大臣

大森國務大臣

陸軍大臣

農林大臣

厚生大臣

後藤國務大臣

別紙外務大臣請議「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間條約公布方請議ノ件

一四

ヲ審査スルニ右ノ相當ノ儀ト思考ス依テ請議ノ通  
條約公布ノコトニ閣議決定セラレ可然ト認ム

條約公布案

呈案附箋ノ通

内閣書記官長	大藏大臣	逓信大臣	農商務大臣	陸軍大臣	海軍大臣	司法大臣	文部大臣	内務大臣	皇室典範官	御用掛
--------	------	------	-------	------	------	------	------	------	-------	-----

法制局外第...  
昭和十八年九月廿三日

昭和十八年九月廿三日

極秘

法制局



條一極秘第三九一號

昭和十八年九月二十二日

外務大臣 重光

内閣總理大臣 東條英機 殿

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間條約公布方請議ノ件



主任者、條約局第一課長

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間條約近ク署名ノ運ト相成ルベク候ニ付テハ右署名濟ノ節ハ至急官報ヲ以テ公布方可然御取計相成度別紙公布案相添ヘ此段及請議候也

外申四五

外務省

追テ署名ノ節ハ其ノ旨署名ノ月日、署名振ト共ニ直ニ通報ニ及  
ブベク候

尙公布案文書左ノ通添附致置候

一 上 諭 文 案

二 部

ニ 條 約 日 本 文

五 部

外  
務  
省



朕樞密顧問ノ諮詢ヲ經テ裁可シ昭和十八年九月二十五日「ラングー  
ン」ニ於テ帝國全權大使ガ「ビルマ」國代表者ト共ニ署名調印シ  
タル「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本  
國「ビルマ」國間條約ヲ茲ニ公布セシム

御名御璽

昭和十八年九月二十八日

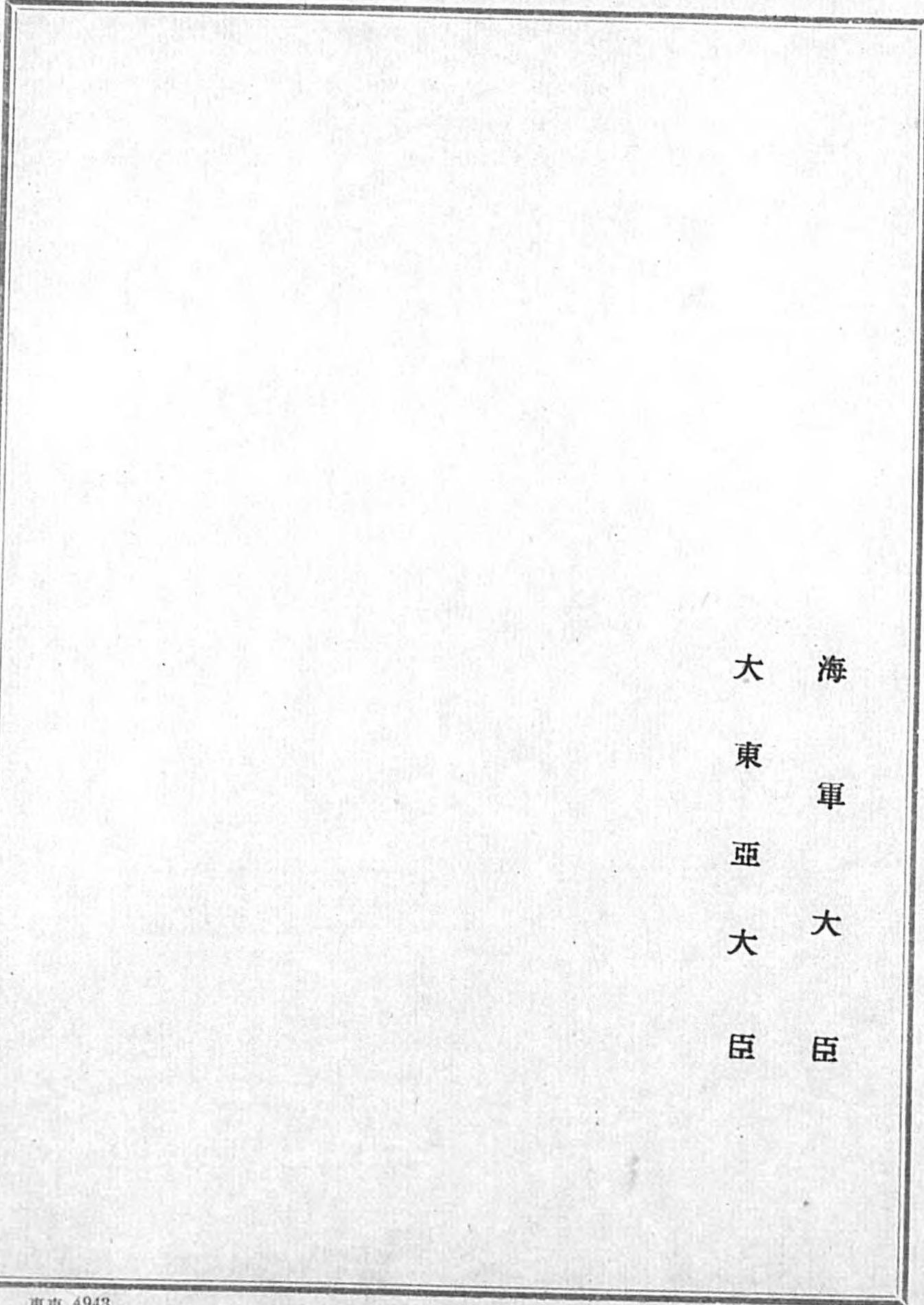
内閣總理大臣

外務大臣

陸軍大臣

外務省

88



海軍大臣  
大東亞大臣

外務省

東京 4943

IMT 678 426

條約第 號

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間  
條約

大日本帝國政府及「ビルマ」國政府ハ  
兩國緊密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ道義ニ基ク大東亞ヲ建設スルノ不動ノ決意  
ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ「ビルマ」國ガ「ケントン」及「モンバン」兩州以外ノ「シヤン」諸州、「カレン」諸州並ニ「ワー」  
地方ヲ其ノ領土トシテ編入スルコトヲ承認ス

第二條

日本國ハ本條約實施ノ日ヨリ九十日以内ニ前條ノ規定スル地域ニ於テ現ニ其ノ行フ行政ヲ終止スベシ

第三條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セララルベシ

第四條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セララルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和 年 月 日 即チ

ニ於テ本書ニ通テ作成ス

年

月

二

條一祕第三九五號

昭和十八年九月二十七日

外務次官 松本俊

内閣書記官長 星野直樹殿

「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間條約公布方ニ關スル件

本件ニ關シテハ重光外務大臣ヨリ東條内閣總理大臣宛本月二十二日附條一極祕第三九一號ヲ以テ申進ノ次第アリタル處本件條約ハ本月二十五日署名ヲ了シタルニ付至急官報ヲ以テ公布方御取計相成度尙前記往信添附ノ案文日本文ノ日附、署名振等左記ノ通記入



外務省

方御取計相成度記入済ノモノ三部別添ノ通及御送付候

記

日本國「ビルマ」國間條約日本文

昭和十八年九月二十五日即チ「ビルマ」曆千三百五年「トウザ  
リン」月下弦十二日「ラングーン」ニ於テ本書二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 澤 田 廉 三 (印)

「ビルマ」國內閣總理大臣 バ ー 、 モ ウ (印)

外 務 省

條約第十一號

「シャン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ關スル日本國「ビルマ」國間  
條約

大日本帝國政府及「ビルマ」國政府ハ

兩國緊密ニ協力シテ米英兩國ニ對スル共同ノ戰爭ヲ完遂シ道義ニ基ク大東亞ヲ建設スルノ不動ノ決意  
ヲ以テ左ノ通協定セリ

第一條

日本國ハ「ビルマ」國ガ「ケントン」及「モンバン」兩州以外ノ「シャン」諸州、「カレンニ」諸州並ニ「ワー」  
地方ヲ其ノ領土トシテ編入スルコトヲ承認ス

第二條

日本國ハ本條約實施ノ日ヨリ九十日以内ニ前條ノ規定スル地域ニ於テ現ニ其ノ行フ行政ヲ終止スベシ

第三條

本條約ノ實施ノ爲必要ナル細目ハ兩國當該官憲間ニ協議決定セララルベシ

第四條

本條約ハ署名ノ日ヨリ實施セララルベシ

右證據トシテ下名ハ各本國政府ヨリ正當ノ委任ヲ受ケ本條約ニ署名調印セリ

昭和十八年九月二十五日即チ「ビルマ」曆千三百五十五年「トウザリン」月下弦十二日「ラングーン」ニ於テ  
本書二通ヲ作成ス

大日本帝國特命全權大使 澤田廉三(印)  
「ビルマ」國內閣總理大臣 バ、モウ(印)



Doc. 3513 E

Evid.

Folder 4

(8)

INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION

EVIDENTIARY DOCUMENT NUMBER 3513-E

TITLE: Foreign and International Official Documents

SOURCE: Cabinet Secretariat

MICROFILMING

Document 3513-E Source: Cabinet Secretariat  
has been microfilmed on 05/28 1948 for  
permanent historical record.

(None) (Part) of this document had been extracted for court use.

F. MATTISON  
Files Unit  
Document Division

條	約	條	約
九	一	八	一
日本國「ヒルマ」國同盟條約ヲ公布ス	日本國「ヒルマ」國同盟條約ヲ公布ス	中華民國ニ於ケル日本國臣民ニ對スル課税ニ關スル日本國中華民國間條約ヲ公布ス	中華民國ニ於ケル日本國臣民ニ對スル課税ニ關スル日本國中華民國間條約ヲ公布ス
八・三	公布	八・一	公布
一	一	一	一

條	約	條	約
一	一	九	八
「マライ」及「ジャン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領土ニ關スル日本國「タイ」國間條約ヲ公布ス	「マライ」及「ジャン」地方ニ於ケル「タイ」國ノ領土ニ關スル日本國「タイ」國間條約ヲ公布ス	九	八
公布	公布	九	八
一	一	九	八

條約	上奏
一「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ 關スル日本國「ビルマ」國間條約ヲ公布ス	一「シヤン」地方等ニ於ケル「ビルマ」國ノ領土ニ 關スル日本國「ビルマ」國間條約締結ノ 件ヲ定ム
九、二九	九、二二
公布	指 令
一四	一三

35日-E

外事門

國際

條三約	一 經濟協力ニ関スル日本國「ドイツ」國間協定ヲ公布ス	一、二、三 公布	一
條四約	一 經濟協力ニ関スル日本國「イタリヤ」國間協定ヲ公布ス	一、二、三 公布	二
條五約	一 日本國佛領印度支那間決濟ノ様式ニ関スル公文ヲ公布ス	一、二、五 公布	三
上奏	一 友好及文化的協力ニ関スル日本國「ブルガリア」國間條約締結ノ件ヲ定ム	二、一〇 指令	四
條六約	一 友好及文化的協力ニ関スル日本國「ブルガリア」國間條約ヲ公布ス	二、一五 公布	五
上奏	一 日本國「ソガイエト」社會主義共和國聯邦	四、一六 指令	六

二〇日ニ至リテ

間漢業條約ノ効力延長ニ関スル議定書  
承認ノ件

條約  
七

「日本國」ソウイェト「社會主義共和國聯邦間  
漢業條約」ノ効力延長ニ関スル議定書ヲ  
公布ス

四・一五 公布 七

閣議

一中華民國ノ在留日本國臣民ニ對スル課税  
義務要領ヲ定ム

七・二三 指令 八

上奏

一中華民國ニ於ケル日本國臣民ニ對スル課  
税ニ関スル日本國中華民國間條約締  
結ノ件ヲ定ム

七・二九 指令 九

上奏

一日本國「ビルマ」國間同盟條約ニ署名調印  
ノ件 公文別紙國務機密書類ニ收ム

七・二九

上奏

「ビルマ」國ニ在留中國大使館設定ノ件ヲ定ム  
公文別紙國務機密書類ニ收ム

七・二九

3513-E

Translated by

HATATE, Kihei

證明書

第二千エック 山田

「ワシントン」文書局 第 三 五 一 三 一 E 號  
國際 検 察 部 第三五-三-E 號

典據及ビ公正ニ關スル證明

SATOW, T. Danno 余、佐藤朝生ハ余ガ下記ノ資格ニ於テ、即チ

内閣事務官 トシテ、日本政府ト公的關係ニ在ル  
モノナルコト、竝ニ該官吏トシテ余ガ茲ニ添附セラ  
レタル、 頁ヨリ成ル、千九百四十三年ノ昭和

十八年ノ 附、下記題名、即チ

千九百四十三年ノ昭和十八年ノ度

ノ文書ノ

公文類聚(外事門 並ニ國際)  
保管ニ任ジ居ルコトヲ茲ニ證明ス。

余ハ頁ニ添附ノ記録及ビ文書ガ日本政府ノ公文書ナ  
ルコト、竝ニ右ガ下記名稱ノ省又ハ部局ノ公式書類  
及ビ綴ノ一部ナルコトヲ證明ス。(若シアラバ綴番號又  
ハ引用、其ノ他公式書類又ハ綴ニ於ケル該文書ノ成規所在ノ公式名  
稱ヲモ特記スベシ)

内閣 秘書 課

千九百四十<sup>七</sup>年ノ昭和二十二年ノ十月二十八日

東京ニ於テ署名

T. SATOW

佐藤朝生 署名捺印

富該官吏署名欄 右ノ者ノ公的資格 内閣事務官

證明 人

E. IWANAGA 署名

公式入手ニ關スル證明

余 HENRY A. DOLAN, JR. 余ガ聯合國最高指揮官總司令  
部ニ關係アルモノナルコト、竝ニ上記題名ノ文書ハ  
余ガ公務上、日本政府ノ上記署名官吏ヨリ入手シタ  
ルモノナルコトヲ茲ニ証明ス。

千九百四十<sup>七</sup>年ノ昭和二十二年ノ十月二十八日

東京ニ於テ署名

氏 名 欄

HENRY A. DOLAN, JR.

署名

右ノ者ノ公的資格

國際検査部 調査官

證明

人

JOHNSON, F. MUNROE

署名

**INTERNATIONAL PROSECUTION SECTION**

**Doc. No. 3513 B**

**October 27, 1947**

**ANALYSIS OF DOCUMENTARY EVIDENCE**

**DESCRIPTION OF ATTACHED DOCUMENT**

**Title and Nature: Foreign and International Official Documents**

**Date: 1943 Original (x) Copy ( ) Language: Japanese**

**Has it been translated? Yes ( ) No (x)**

**Has it been photostated? Yes ( ) No (x)**

**LOCATION OF ORIGINAL**

**SOURCE OF ORIGINAL:**

**PERSONS IMPLICATED:**

**CRIMES TO WHICH DOCUMENT APPLICABLE:**

**SUMMARY OF RELEVANT POINTS**

**Item 13 - Matters pertaining to Japan-Burma Treaty of September 1943:**

- 1. Letter of Application for Imperial Sanction from TOJO.**
- 2. Same from Privy Council President HARA.**
- 3. Text of Treaty.**
- 4. Letter from SHIGEMITSU to TOJO.**
- 5. Letter from HARA to TOJO containing notification that Imperial Sanction has been asked.**
- 6. Treaty reference materials sent by MIYAGUCHI of the Legislative Bureau to Procurator SANDO of the Cabinet Secretariat.**
  - a. The "Man" State**
  - b. Preliminary inquiries on said treaty exchanged between NISUONO and OGIWARA of the Great East Asia Ministry, etc.**
  - c. Minutes of the Inquiry Committee of the Privy Council re: said treaty.**
  - d. Draft of Foreign Minister's Explanation at the Privy Council.**

**Analyst: J. Hoyt**

**Doc. No. 3213-B**